

非常変災時の対応 (詳細説明)

新居浜市教育委員会
平成28年6月1日改訂

① 新居浜市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
<p>七時 七時まで</p> <p>普段、7時以前に家を出発している児童・生徒は台風が近づいている場合等は、午前7時までは出発しない。また、7時以降に出発して遅刻しても遅刻扱いとはしない。</p>	<p>各学校の実態や気象状況に応じて今後の対応を校長が決定する。ただし、中学校区内の小・中学校で情報交換等を密に図って決定する。</p>
<p>七時</p> <p>午前7時の段階で①の警報が発表されている場合は【自宅待機】とする。</p>	<p>今後の対応について決定したことを保護者へ連絡する。</p>
<p>【自宅待機】</p>	
<p>十一時 十一時まで</p> <p>警報解除</p>	<p>下校時刻等を変更して下校</p>
<p>十一時</p> <p>警報継続</p>	<p>学校で待機(授業)</p>
<p>午後 以後以降</p> <p>昼食をとってから登校する。(登校時刻等については学校から連絡)</p>	<p>下校時刻(終業時刻)や下校方法等の変更について保護者に連絡をする。</p> <p>通常下校</p>

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
<p>児童生徒が家庭にいるとき(祝祭日や土日、平日の下校後から翌日の登校時まで)は学校から連絡があるまで</p> <p>【臨時休業】</p>	<p>ただちに授業等を打ち切り、安全な場所に児童生徒を避難させる。</p> <p>【引渡しの時刻等の決定】</p> <p>【児童・生徒の引渡し】</p> <p>学校から連絡があるまで</p> <p>【臨時休業】</p>
<p>〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等</p> <p>すべての安全確認後、学校から登校についての連絡</p> <p>児童・生徒の学校登校</p>	